

第8章 事後調査の方針

事後調査の方針は表 8.1.1 に示すとおりであり、施設供用後に、ヘリコプターの着陸時、待機時、離陸時の騒音・低周波音及びヘリコプターの運航実績の調査を実施することとする。

表 8.1.1 事後調査の方針

項目	事後調査の手法	事後調査の時期・地点
航空機騒音	ヘリコプターの着陸時、待機時、離陸時について、以下の項目を測定する。 ・単発騒音暴露レベル (L_{AE})	施設供用後の適切な時期に 1 回実施し、適切な地点 (6 地点) を選定する。
航空機の低周波音	ヘリコプターの着陸時、待機時、離陸時について、以下 2 項目を測定する。 ・音圧レベルの最大値 (L_{max}) ・G 特性音圧レベルの最大値 (L_{Gmax})	施設供用後の適切な時期に 1 回実施し、適切な地点 (6 地点) を選定する。 現地の状況に応じ、調査対象施設の協力が得られた場合には、屋内での測定を実施する。
ヘリコプターの運航実績	飛行 1 回毎に以下の項目を記録する。 ・飛行日 ・離着陸の時刻 (待機時間が長い場合はその理由) ・飛行機種 ・飛行内容 (目的) ・離着陸の方向 (東側又は北側、北側の場合はその理由) ・飛行目的地	供用開始から 1 年間